

QUANERGY SYSTEMS, INC. v. VELODYNE LIDAR USA, INC.事件、上訴番号 2020-2070、2020-2072 (CAFC、2022年2月4日)。Newman裁判官、Lourie裁判官、O'Malley裁判官による審理。PTABの決定を不服としての上訴。

背景:

Velodyne社は、自動運転ナビゲーションに使用する高解像度レーザー撮像検出・測距(「ライダー(Lidar)」)システムに関する特許を所有している。この特許は、飛行時間型ライダーを使用して対象物までの距離を測定することに焦点を当てている。Quanergy社は、Velodyne社の特許のクレームに対して、三角測量ライダーを開示した文献により自明であるとして異議を唱えて当事者系レビュー(*inter partes review*: IPR)を申請した。Quanergy社は、クレーム用語「ライダー(Lidar)」は飛行時間型ライダーに限定されるべきではないため、この文献はクレームを自明にすると主張した。

PTABは、IPRにおいて特許の有効性を支持した。その際、PTABは、明細書の開示に基づき、クレーム用語「ライダー(Lidar)」を、三角測量ライダーを除く飛行時間型ライダーを意味すると解釈した。また、PTABは、クレームに記載の発明とVelodyne社の二次的考慮事項の証拠との間に関連性が存在するものと推定した。Quanergy社はこれを不服として上訴した。

争点/判決:

PTABがIPRにおいて特許の有効性を支持したのは誤りであったか。否、原決定が確認支持された。

審理内容:

CAFCは、クレーム用語「ライダー(Lidar)」が飛行時間型ライダーのみを意味するというPTABの解釈を確認支持した。明細書は、パルス飛行時間型ライダーにのみ焦点を当てている。このような唯一の開示(*exclusive disclosure*)は、クレーム用語が、三角測量技術を除外して、飛行時間技術を意味することを理屈に適って示唆するものである。

従って、CAFCは、三角測量技術を開示している文献と比較してPTABが非自明であるとした結論を確認支持した。上訴において、Quanergy社は、文献が三角測量ライダーに限定されず、代わりに飛行時間ライダーに広く適用可能であると主張しようとした。CAFCは、Quanergy社の専門家が、文献は飛行時間技術ではなく三角測量法に関するものであるとさえ述べていることを指摘して、その主張を拒否した。

さらに、CAFCは、クレームに記載の発明とVelodyne社の二次的考慮事項の証拠との間の関連性をPTABが推定したことを確認支持した。Quanergy社は、このような証拠は、360°の水平視野や高密度の3次元点群などのクレームに記載のない特徴に基づくものであると主張した。しかし、CAFCは、複数のレーザーエミッタと複数のアバランシェフォトダイオード検出器を少なくとも200RPMの速度で回転させるといったクレームに記載の限定から、このようなクレームに記載のない特徴といわれるものが「直接生じる(*directly result*)」というPTABの分析に同意した。

従って、CAFCは、IPRにおけるPTABの決定を確認支持した。